

東京労働局発表
平成23年5月30日

担 当	東京労働局 雇用均等室
	室長 柴田眞由美
	室長補佐 荒井 直子
	電 話 03 (3512) 1611

「妊娠・産休・育休等による不利益取扱い」に関する援助の申立が増加！

ー平成22年度男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の施行状況についてー

東京労働局（局長 山田 亮）では、平成22年度の男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に関する施行状況（資料1）をとりまとめた。

◆ポイント◆

1. 個別紛争解決援助制度の利用件数が増加

平成22年度の男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助の申立は、66件。3年連続で増加している。内容は、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に関するものが37件であり「セクシュアルハラスメント」に関するものを抜いて最多となった。

平成22年度の育児・介護休業法に基づく紛争解決援助の申立は、30件。前年度の約2.5倍に増加した。内容は、「育児休業等を理由とする不利益取扱い」に関するものが最多で、16件。「育児休業を取得できない」というものも6件あった。

両法に基づく紛争解決援助の解決率は、66%（男女雇用機会均等法 67%・育児・介護休業法 64%）。

2. 妊娠・産休・育休に関するトラブルは雇用均等室へ！

援助事例のトラブル要因としては、「法令・制度について事業主の理解が十分でないもの」「経営状況・業務運営が厳しい現状下で妊娠・産休・育休等により一時的に貢献度が下がる労働者をどう処遇すべきか事業主も苦慮しているもの」などが多くみられ、ほとんどの事例は東京労働局から正しい情報を提供し調整を図ることで解決できた。

東京労働局では、援助申立は「氷山の一角」であると認識しており、妊娠・産休・育休に関するトラブルは雇用均等室へ相談いただくよう、一層の周知に努めていく。

3. 【妊娠→産休→育休→復職】紛争解決事例集を作成！

東京労働局では、上記状況を踏まえ、「労使双方に適切な情報を提供することによりトラブルを未然に防止したい」「当事者間で解決が難しい場合は、ぜひ、紛争解決援助制度を利用してほしい」と考え、紛争解決事例集を作成した（資料2）。

添付資料

- 資料 1-1 [東京労働局における男女雇用機会均等法の施行状況（H22年度）](#)
- 資料 1-2 [東京労働局における育児・介護休業法の施行状況（H22年度）](#)
- 資料 2 [【妊娠→産休→育休→復職】紛争解決事例集（東京労働局オリジナル）](#)
- 資料 3 [「紛争解決援助制度のご案内」（厚生労働省作成）](#)
- 資料 4 [「働きながらお母さんになるあなたへ」（厚生労働省作成）](#)
- 資料 5 [「育児休業…することができる期間雇用者について」（厚生労働省作成）](#)

I 男女雇用機会均等法の施行状況

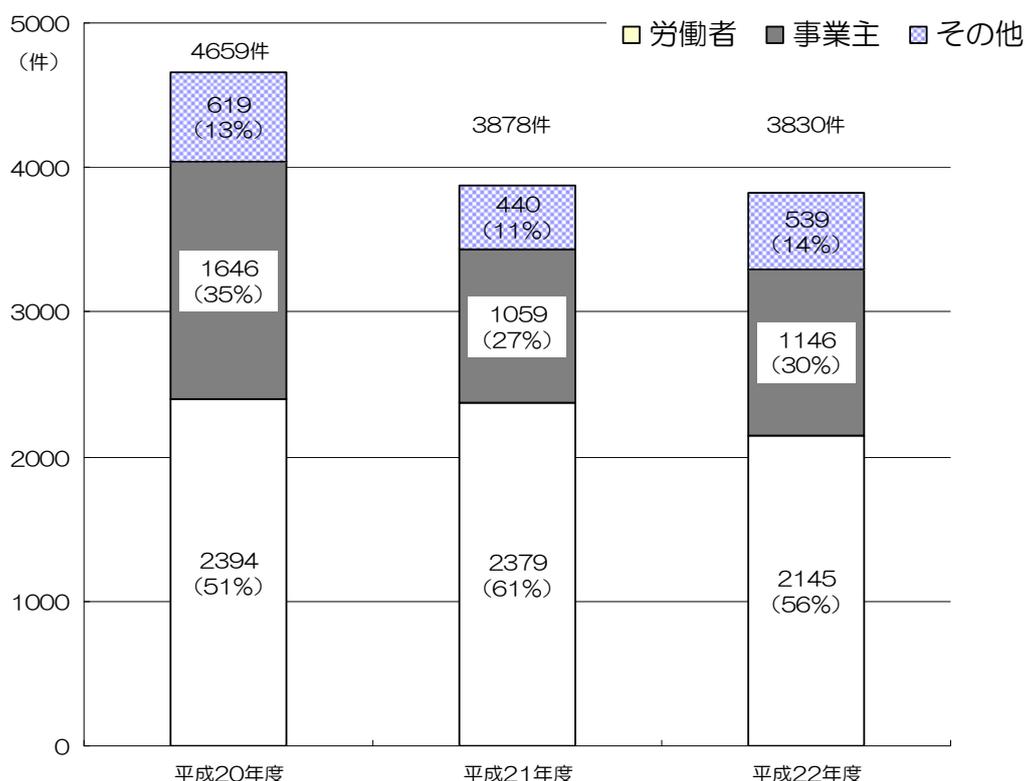
1. 相談の状況（資料 1-1【表 1】【表 2】）

- ◆ 相談件数は、3,830 件。
- ◆ 労働者からの相談割合が依然と多く、全体の 56%を占める。
- ◆ 最も多いのは、セクシュアルハラスメントに関する相談。次いで、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談が多い。

○ 平成 22 年度に、東京労働局 雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談は、3,830 件。

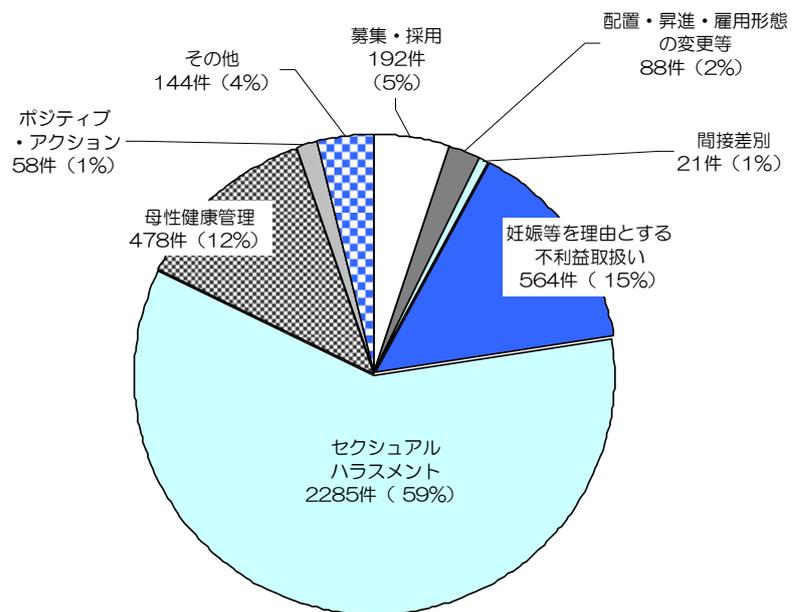
○ 労働者からの相談割合が依然と多く、全体の 56%を占めている。

【図 1】 相談件数の推移



○ 相談内容別にみると、最も多いのは、セクシュアルハラスメントに関する相談で、2,285 件 (59%)。次いで、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談が多く、564 件 (15%) となっている。

【図2】 相談内容の内訳

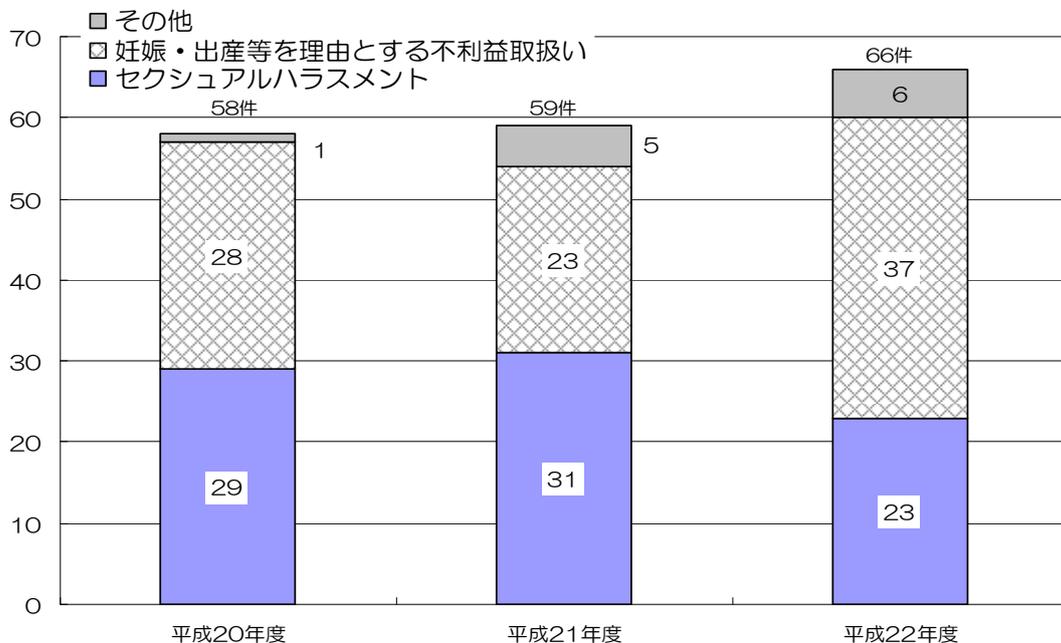


2. 労働局長による紛争解決援助の状況（資料 1-1【表 3】）

- ◆ 紛争解決援助の申立件数は増加し続けている。
- ◆ 内容別では、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関するもの」が「セクシュアルハラスメントに関するもの」を抜いて、最多となった。
- ◆ 解決率は、67%。

- 平成 22 年度、新たに東京労働局長あてになされた均等法第 17 条に基づく紛争解決援助の申立件数は、66 件。平成 19 年度の均等法改正以降、3 年連続増加している。
- 申立の内容をみると、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関するもの」が、37 件。「セクシュアルハラスメントに関するもの」（23 件）を抜いて、最多となった。
- 平成 22 年度中に援助を終了した事案（73 件）のうち、49 件が円満に解決しており、解決率は 67%。
- 平成 22 年度中の援助終了事案のうち「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関するもの」は 42 件であり、うち 34 件が円満に解決している（解決率は 81%）。

【図 3】 紛争解決援助申立件数の推移

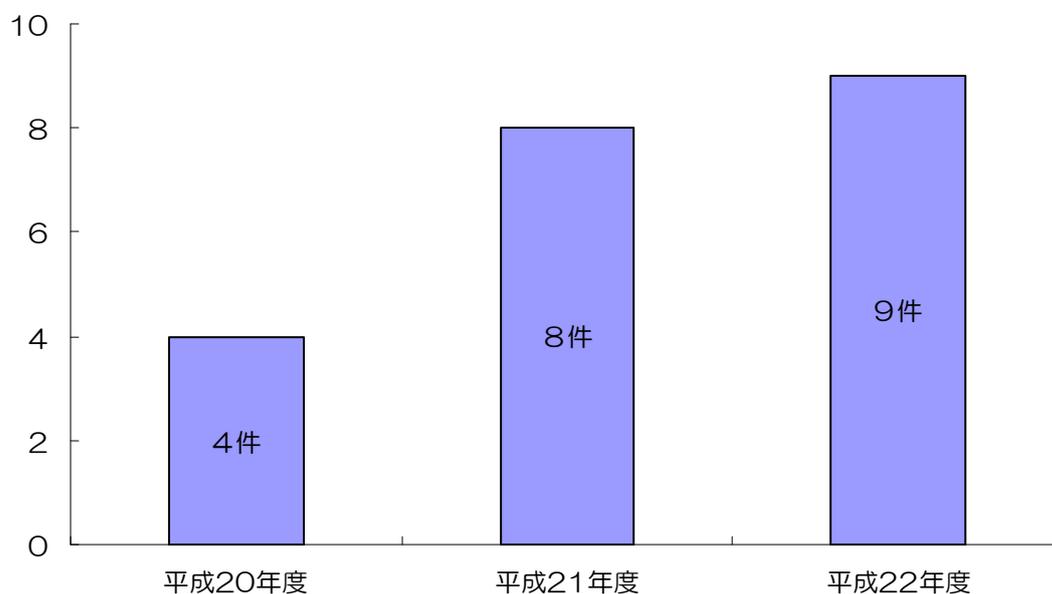


3. 機会均等調停会議による調停の状況（資料 1-1【表 4】）

- ◆ 調停申請件数、3年連続増加。
- ◆ 内容は、セクシュアルハラスメントに係るものが7件。妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いが2件。
- ◆ 結果は、調停案の受諾を勧告したものは全て、合意解決。

- 平成22年度、東京労働局の調停申請受理件数は9件と、3年連続増加している。
- 申請の内容をみると、セクシュアルハラスメントに関するものが7件と最も多い。次いで、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関するものが2件。
- 平成22年度中に調停を実施した事案（10件）の調停の実施結果をみると、被申請人（企業側）が調停に参加しないため打ち切りとなったものが1件あるが、調停会議が開催された9件のうち8件は、調停案の受諾を勧告し、双方がこれを受諾することにより円満解決している。

【図 4】 調停申請受理件数の推移



4. 行政指導の状況（資料 1-1【表 5】）

- ◆ 是正指導件数は、498 件。
- ◆ セクシュアルハラスメントに関するものが、全体の 6 割。

- 平成 22 年度は、324 事業所を対象に報告徴収を実施し、このうち何らかの均等法違反のあった 253 事業所に対し、498 件の是正指導を行った。
- 指導事項としてはセクシュアルハラスメントに関するものが最も多く、全体の 70%を超えている。
- 前年度から引き続いて指導を行った事案も含め、全体の 97%が平成 22 年度中に是正されている。

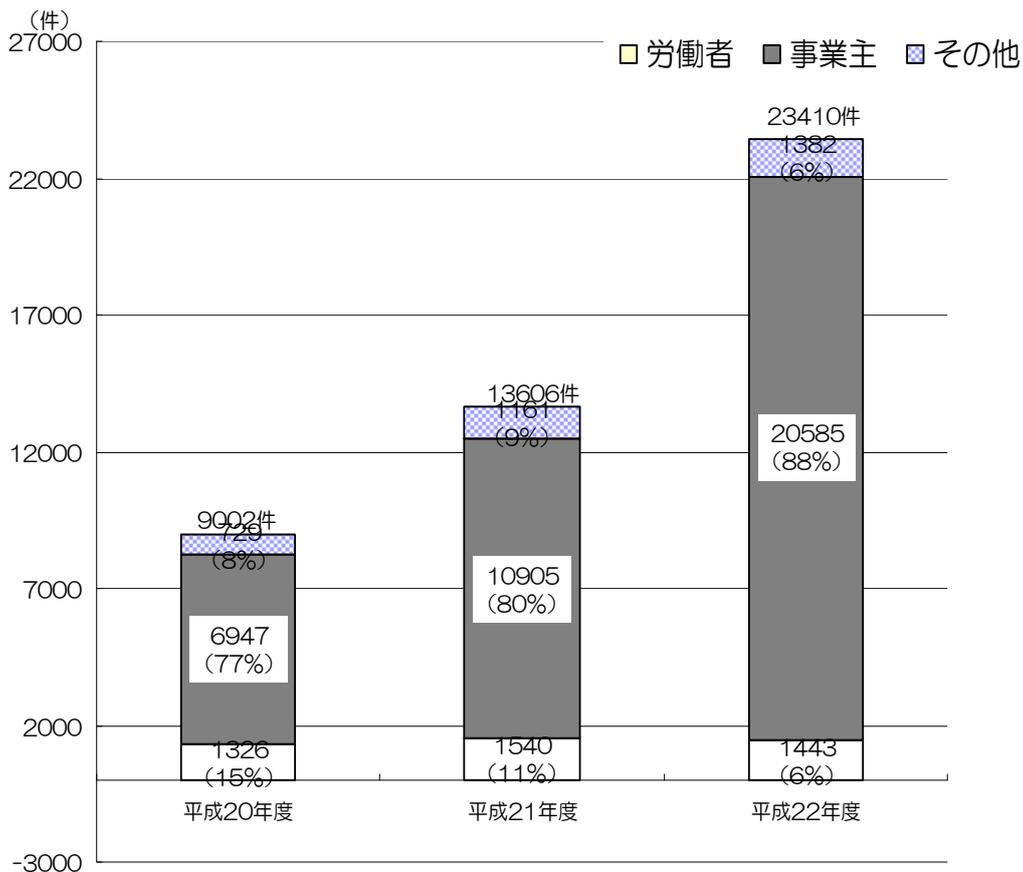
II 育児・介護休業法の施行状況

1. 相談の状況

- ◆ 相談件数は、23,410 件であり、昨年度の約 1.7 倍となった。
- ◆ 平成 22 年度は、育児・介護休業法の改正を受け、育児・介護休業等制度の相談が大きく増加。
- ◆ 相談総件数について、内容別に見ると、育児休業制度に関するもの、短時間勤務等の措置、介護休業制度に関する相談が多い。

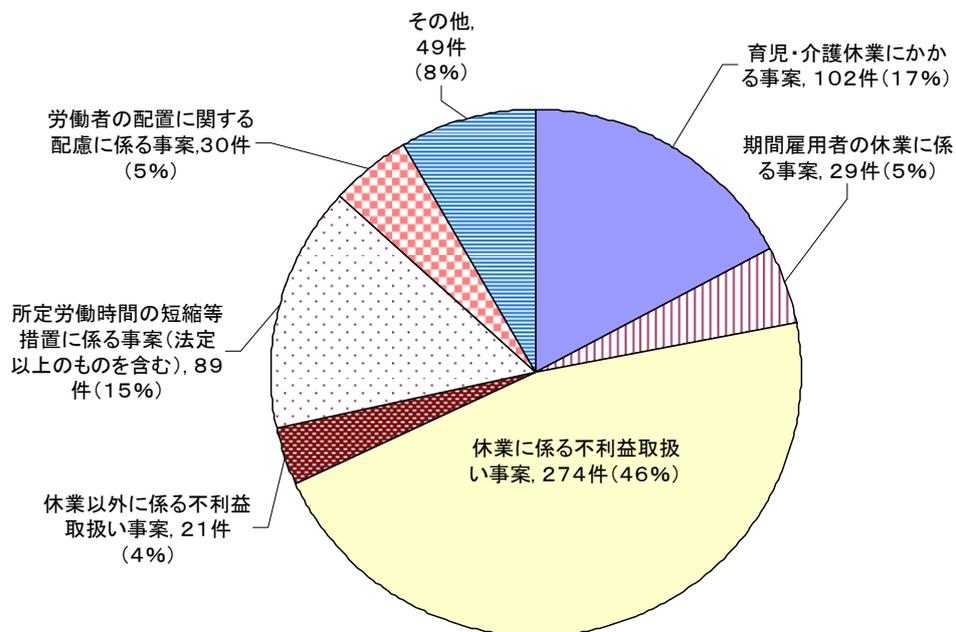
- 平成 22 年度に、東京労働局 雇用均等室に寄せられた育児・介護休業法に関する相談は、23,410 件で、昨年度の約 1.7 倍となった。
- 平成 22 年 6 月 30 日の育児・介護休業法改正に伴い、事業主からの相談が 20,585 件と昨年度の 2 倍近くに激増した。

【図 1】 相談件数の推移



- 相談のうち、実際に問題が生じた労働者からの相談について、相談内容別にみると、最も割合が高いのは、育児・介護休業に係る不利益取扱い事案で、46%となっている。次いで、育児・介護休業を取得させてもらえないといった事案の相談が17%、育児・介護のための短時間勤務等の措置が利用出来ないといった事案の相談が15%となっている。

【図2】相談内容の内訳

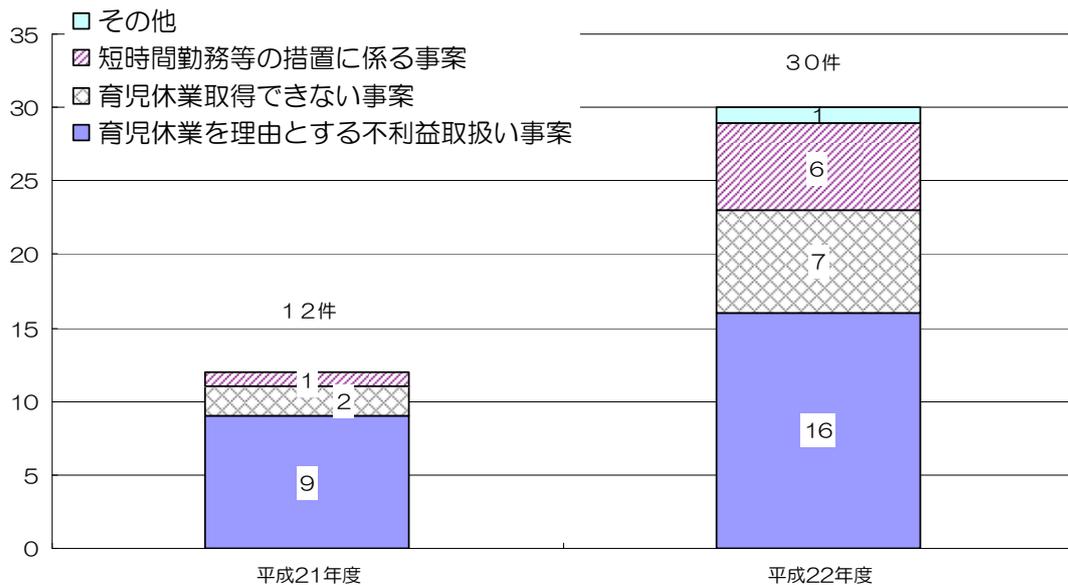


2. 労働局長による紛争解決援助の状況

- ◆ 紛争解決援助の申立件数は、30件となり、昨年度比2.5倍となっている。
- ◆ 申立の内、休業不利益に関するものが、最多（16件）となっている。

- 平成22年度、新たになされた育児・介護休業法第52条の4条に基づく紛争解決援助の申立件数は、30件であり昨年度比2.5倍となっている。
- 申立の内容をみると、休業等に係る不利益取扱いに関する事案が最も多く、16件。次いで、育児休業取得出来ない事案が7件となっている。
- 平成22年度中に援助を終了した事案（33件）のうち、21件が解決した。

【図3】紛争解決援助申立件数の推移



※育児・介護休業法第52条の4に基づく紛争解決援助は、育児・介護休業法改正により、平成21年9月30日より実施

3. 両立支援調停会議による調停の状況

◆ 育児・介護休業法改正によりスタートされた調停、初年度の申請は3件。

○ 平成22年度よりスタートした調停については、東京労働局の調停申請受理件数は3件。

○ 申請の内容をみると、育児休業に係る不利益取扱いに関する事案が2件、短時間勤務等の措置に関する事案が1件となっている。

4. 行政指導の状況

◆ 育児・介護休業法第 56 条に基づく指導件数は 295 件。

- 平成 22 年度は、78 事業所を対象に報告徴収を実施し、このうち何らかの育児・介護休業法上問題のあった 73 事業所に対し、295 件の是正指導を行った。
- 指導事項としては育児休業に関するものが最も多く、次いで短時間勤務等の措置、時間外労働の制限に関するものが増えている。
- 前年度から引き続いて指導を行った事案も含め、全体の 86%が平成 22 年度中に是正されている。